

北監第45号
令和6年10月16日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

- ・商工会の活動状況と補助金・委託金等について
- ・ふれあいまつり、北方まつり補助金について
- ・清流フェス負担金について

実施期間

令和6年12月5日（木）9時30分から

実施場所

北方町役場 庁舎2階 第1会議室

基本方針・着眼点

- ・補助金等が目的にしたがって事業効果をあげているか
- ・当該団体に対する指導監督は適切に行われているか
- ・事業・精算報告等提出書類は適切か

提出資料

町から商工会へ支出した又は予定していることが把握できる一覧表…①

各補助金等の申請書、事業及び支出計画、実績報告書…②

関係諸帳簿、その他…③

※①及び②の各補助金等の実績報告書一式の写し、その他説明に必要な資料は各3部、②の実績報告書以外と③は当日持ち込みで可（監査委員から要望があったときにお示しください）

※令和5年度分と令和6年度分（11月まで）の準備をお願いします。

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北監第50号
令和6年12月18日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

- ・商工会の活動状況と補助金・委託金等について
- ・ふれあいまつり、北方まつり補助金について
- ・清流フェス負担金について

実施期間

令和6年12月5日

実施場所

北方町役場 委員会室

監査の結果

上記対象事項について、担当職員から説明を聞き関係書類の提出を求めて監査した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、意見の内容については以下の監査意見書に記述する。

監 査 意 見 書

北方町監査委員 横山 治

北方町監査委員 石井伸弘

令和6年12月5日に、地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査の結果報告書に添えて、次のとおり意見を提出する。

意 見

・商工会

商工会に関する町から支払われている補助金は各々積算すると年間で1,000万円を超えており、その使用内容は毎年検証していると思われるが、今回監査した中で費用対効果に疑義があると思われるものもあったので、今後改めて補助金が有効に活用されているかを丁寧に検証してもらいたい。特にポイントカード事業への補助金（年間50万円）に対しては、ポイントカードの利用状況やカード会引当金残高をよく鑑みて今後の対応をしてもらいたい。

・K I T A G A T A 清流フェス実行委員会

K I T A G A T A 清流フェス実行委員会に対して町から出している金額は年間200万円弱となっているが、以前に比べて少なくなっている。これは、企業版ふるさと納税や寄附、協賛金が増加し、費用も抑えられたことが要因と考えられる。さらには、フェスの内容においても、家族連れが楽しめる内容や幅広い年代を対象にしたアーティストの選定など、年々運営が成熟されつつあると考えられ、職員や委員会の努力の賜物であると評価できる。今後も、安全面及び暑さ対策には十分に気を付けてもらい、町のシティプロモーションの一翼を担ってもらいたい。